

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6667016号
(P6667016)

(45) 発行日 令和2年3月18日(2020.3.18)

(24) 登録日 令和2年2月26日(2020.2.26)

(51) Int. Cl. F I
GO 1 N 21/90 (2006.01)
 GO 1 N 21/90 B
 GO 1 N 21/90 A

請求項の数 14 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2018-562982 (P2018-562982)	(73) 特許権者	591245473
(86) (22) 出願日	平成29年4月26日 (2017.4.26)		ロベルト・ボッシュ・ゲゼルシャフト・ミ
(65) 公表番号	特表2019-517670 (P2019-517670A)		ト・ベシュレンクテル・ハフツング
(43) 公表日	令和1年6月24日 (2019.6.24)		ROBERT BOSCH GMBH
(86) 国際出願番号	PCT/EP2017/059905		ドイツ連邦共和国 70442 シュトゥ
(87) 国際公開番号	W02017/207176		ットガルト ポストファッハ 30 02
(87) 国際公開日	平成29年12月7日 (2017.12.7)		20
審査請求日	平成30年11月30日 (2018.11.30)	(74) 代理人	100118902
(31) 優先権主張番号	102016209716.4		弁理士 山本 修
(32) 優先日	平成28年6月2日 (2016.6.2)	(74) 代理人	100140109
(33) 優先権主張国・地域又は機関	ドイツ (DE)		弁理士 小野 新次郎
		(74) 代理人	100120112
			弁理士 中西 基晴
		(74) 代理人	100196508
			弁理士 松尾 淳一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 容器を検査するための装置及び方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

容器 (1 2) を検査する装置であって、
 容器軸 (7) を有する少なくとも 1 つの容器 (1 2) の検査のための光軸 (6) を含む
 少なくとも 1 つのカメラ (1 5) と、
 検査される前記容器 (1 2) を収容する少なくとも 1 つの容器収容部 (2 1) と、
 前記検査される容器 (1 2) を照明するための少なくとも 1 つの落射光部 (1 8) と、
 前記検査される容器 (1 2) を透視するための少なくとも 1 つの透過光部 (1 9) と、
 前記落射光部 (1 8) 及び / 又は前記透過光部 (1 9) の光路を前記カメラ (1 5) へ
 と反射させる少なくとも 1 つの反射板 (1 1) と、
 を備える、前記装置において、
 前記容器 (1 2) が前記容器収容部 (2 1) に存在する場合には、前記光軸 (6) が前
 記容器軸 (7) から間隔を取って通り、
 前記カメラ (1 5) は、前記カメラ (1 5) により撮像された画像の第 1 の画像部分で
 は前記容器 (1 2) のトップビューが撮像可能であり、同時に他方の画像部分では前記容
 器 (1 2) の別の眺めが撮像可能であるように、位置決めされること、
 を特徴とする、装置。

【請求項 2】

前記落射光部 (1 8) と前記透過光部 (1 9) とは異なる時点に作動されることを特徴
 とする、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 3】

前記落射光部（18）と前記透過光部（19）とは異なる時点に交互に作動されることを特徴とする、請求項 2 に記載の装置。

【請求項 4】

前記カメラ（15）は、前記透過光部（19）では前記容器（12）のサイドビューが撮像可能であり又は前記落射光部（18）では前記容器（12）の鏡像が撮像可能であるように、位置決めされることを特徴とする、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 5】

前記反射板（11）は、前記光軸（6）と、前記カメラ（15）の対物レンズ（17）の外面と、の間に配置されることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の装置。

10

【請求項 6】

前記落射光部（18）は、前記透過光部（19）の光路とは異なる光路を生成することを特徴とする、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 7】

前記カメラ（15）、前記落射光部（18）、前記透過光部（19）、及び前記反射板（11）は、1つのハウジング内に固定的に据えつけられていることを特徴とする、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 8】

前記ハウジングは、前記検査される容器（12）の様々な大きさに適合するために位置調整可能に構成されることを特徴とする、請求項 7 に記載の装置。

20

【請求項 9】

前記落射光部（18）は、前記容器（12）の頭部領域を照明することを特徴とする、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 10】

容器（12）を検査する方法であって、光軸（6）を含む少なくとも1つのカメラ（15）が、容器軸（7）を有する少なくとも1つの前記容器（12）を検査し、前記容器（12）は、少なくとも1つの容器収容部（21）に収容され、前記容器（12）は、少なくとも1つの落射光部（18）によって照明され、前記容器（12）は、少なくとも1つの透過光部（19）によって透視され、少なくとも1つの反射板（11）が、前記落射光部（18）及び/又は前記透過光部（19）の光路を前記カメラ（15）へと反射させる、前記方法において、

30

前記容器（12）が前記容器収容部（21）に存在する場合には、前記光軸（6）が前記容器軸（7）から間隔を取って通るように、前記カメラ（15）が配置され、

前記カメラ（15）は、第1の画像部分では前記容器（12）のトップビューを撮像し、他方の画像部分では前記容器（12）のサイドビューを撮像すること、
を特徴とする、方法。

【請求項 11】

前記落射光部（18）と前記透過光部（19）とは異なる時点に作動されることを特徴とする、請求項 10 に記載の方法。

40

【請求項 12】

前記落射光部（18）と前記透過光部（19）とは交互に作動されることを特徴とする、請求項 11 に記載の方法。

【請求項 13】

前記反射板（11）は、前記光軸（6）と、前記カメラ（15）の対物レンズ（17）の外面と、の間に配置されることを特徴とする、請求項 10 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 14】

前記容器（12）の頭部領域は、少なくとも1つの落射光部（18）によって照明されることを特徴とする、請求項 10 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の方法。

50

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、独立請求項の導入部に記載の容器を検査するための装置及び方法に関する。

【背景技術】**【0002】**

上記導入部に記載の装置は、米国特許第7560720号明細書で開示されている。ここでは、容器が、供給部と、搬送コンベヤと、を介して様々な搬送ホイールに供給される。最終的に、検査される容器はカルーセル(Karussell)に達し、このカルーセルの中心には複数のカメラが配置されている。反射板が適切な形態で配置されているため、カメラは容器を検査することが可能である。代替的に、1つの容器の様々な領域を検査するためにカメラを2つ設けることも可能である。

10

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

本発明の根底には、上記システムをさらに簡素化させるという課題がある。本課題は、独立請求項の特徴によって解決される。

【課題を解決するための手段】**【0004】**

上記システムに対して、独立請求項の特徴に係る容器を検査するための本発明の装置及び本発明の方法には、容器の様々な検査のためにカメラが1つだけ必要であるという利点がある。これにより、検査ステーションも1つだけ設けることが可能である。これにより、システム全体の複雑性が低減される。さらに、機械の設置空間を小さく保つことが可能である。本装置は、コンパクトな構造により卓越している。さらに、容器を変更する際に装置を組み替える必要がない。これにより、フォーマット交換も簡素化される。このことは、本発明に基づいて以下のことにより達成され、即ち、カメラを1つだけ用いて、様々な検査領域又は検査をカバーしうるように上記唯一のカメラを容器に対して相対的に位置決めすることで、達成される。このために、カメラは、容器が容器収容部に存在する場合には光軸が容器軸から間隔を取って通るように、配置される。

20

【0005】

有利な発展形態において、落射光部と透過光部とは異なる時点に作動され、好適に交互に作動されることが構想される。これにより、妨害する干渉が生じないため、装置の信頼性がさらに向上する。

30

【0006】

有利な発展形態において、カメラは、以下のように位置決めされ、即ち、カメラが同時に、第1の画像部分では容器のトップビューが撮像可能であり他方の画像部分では容器のサイドビューが撮像可能であるように、場合によっては時間をずらして、第1の画像部分では容器のトップビューが撮像可能であり他方の画像部分では容器のサイドビューを撮像可能であるように、位置決めされている。照明の形態が異なっても、カメラを1つだけ用いるということが採用されうる。これにより、装置の構造が簡素化される。

40

【0007】

有利な発展形態において、反射板は、光軸とカメラの対物レンズの外面との間に配置される。反射板を介して、簡単なやり方で、容器のサイドビューが、特に好適に部分画像によりカメラへと転送されうる。

【0008】

有利な発展形態において、落射光部は、透過光部の光路とは異なる光路を生成することが構想される。照明の形態が異なることにより、様々な不備を確実に検出することが可能である。

【0009】

有利な発展形態において、カメラ、落射光部、透過光部、及び反射板は、1つのアセン

50

ブリを形成する。特に有利に、アセンブリは位置調整可能に構成される。これにより、検査される容器の様々な大きさに対して迅速かつ確実に適合可能である。

【0010】

更なる別の有利な発展形態は、更なる別の従属請求項及び明細書の記載から明らかとなる。

【図面の簡単な説明】

【0011】

容器を検査するための装置及び方法の一実施例が図面に示され、以下で詳細に解説される。

【図1】検査装置が実装される装置全体の斜視図を示している。

10

【図2】透過光部でのアンプル検査の際の装置の概略的な側面図を示す。

【図3】落射光部でのアンプル検査の際の装置の概略的な側面図を示す。

【図4】透過光部でのバイアル検査の際の装置の概略的な側面図を示す。

【図5】落射光部でのバイアル検査の際の装置の概略的な側面図を示す。

【発明を実施するための形態】

【0012】

図1には、容器12を検査する装置10を備える装置1全体の斜視図が示されている。装置1は、少なくとも1つの供給部14を備え、この供給部14を介して、検査される容器12が供給される。供給部14は、例えば、容器収容部21として構成された第1のホイール21の検知領域へと十分な容器12を連続的に運ぶベルトコンベヤである。容器12は、例えば、アンプル、バイアル、ピン、ケーブル、又は注射器等の薬品容器である。原則的には、他の容器12も可能である。容器12がそれぞれ個別に第1のホイール21に達し、搬送ホイールとしてのこの第1のホイール21が、供給部14により供給された容器12を、当該ホイール22の外側で収容し、他のステーション又は他の搬送ホイールへと供給する。第1のホイール22では、容器12を検査する装置10によって、以下に詳細に記載するように事前検査が実行される。このために、例えば、検査される容器12の上方に、少なくとも1つの照明と共にカメラが固定的に配置され、適切な検査、例えば光学的な検査を実施する。事前検査の枠組みにおいて良好と判断された容器12のみ、第3のホイール24に達する。その他の場合には、既にこの場所で、第2のホイール23を介した第1の仮置き場31への仕分けが行われうる。

20

30

【0013】

第1のホイール21又は容器収容部21は連続的に回転し、他のホイール24を介して、採取された容器12を当該容器12を検査する装置10へと渡す。容器12を検査する装置10と検査モジュール16との間で、第3のホイール24のところで、さらに少なくとも1つの別の検査モジュール3を設けることが可能であろう。この検査モジュール3は、例えば、容器12の所謂外観検査を実施することが可能であろう。この別の検査モジュール3も、例えば、照明及びカメラを利用した光学的な原則に基づきうるであろう。更なる別の検査が必要に応じて可能である。

【0014】

検査モジュール16は、例えば、検査カールセル(Inspektionskarussell)として構成される。検査モジュール16は、ここではほぼ円筒形状をしており、本実施形態では時計回りに回転する。検査モジュール16では、特定の照明27と1つ以上のカメラを利用して、供給された容器12の点検が行われる。検査モジュール16は、第1の照明27の検知領域から任意の他の照明28の検知領域へと、容器12を時計回りに移動させる。ここでは、それまでの検査経過の検証が行われうる。検査モジュール16は、ディスク状に形成された回転する検査台を備え、容器12はこの検査台で保持される。検査モジュール16の中央には、この検査台に対して固定的に配置された少なくとも1つのカメラ及び/又は少なくとも1つの反射板が存在する。

40

【0015】

検査された容器12は、当該容器12の検出された状態に応じて、特に示されないホイ

50

ール又は搬送ホイールを介して、監視モジュール16から様々な仮置き場31~35に供給される。

【0016】

図2には、容器12を検査する装置10がより詳細に示されている。検査される容器12は、好適にホイール又はスターホイールである容器収容部21に存在する。容器収容部21は他の容器12も収容しているが、そのことは図示されていない。容器収容部21は、光学的な検査が行われた後に引き続き回転し、従って、次に検査される容器12が、カメラ15の検知領域に達する。

【0017】

容器12の底面は、収容手段9上に存在する。収容手段9は、例えば、スターホイールの外縁の下方に通っているガイドレールである。容器12は、当該容器12の外面とベルト伝動部との接触によって回転させられるが、このことは図示されていない。好適に、対応する矢印が示すように360°の回転が起きる。

【0018】

容器12は、好適に回転対称的に形成される。容器12は容器軸7を有する。容器軸7は、好適に、回転対称的な容器の回転軸に沿って又は容器12の長手方向軸に沿って通っており、その際に、長手方向軸は、容器12の頭部から底面へと通っている。容器収容部21は、容器12を少なくとも部分的に頭部の下方で包囲している。特に、装置10は、対応する方法によって、容器12の頭部領域を検査するために適している。

【0019】

容器12の上方には、対物レンズ17と、場合によりフィルタ13、例えば偏光フィルタと、を備えたカメラ15が配置されている。ここでは、カメラ15は、好適に当該カメラ15の光軸6が容器軸7に対して平行に通るように配置される。カメラ15の光軸6は、対物レンズ17のほぼ中央を通っている。カメラ15は、以下のように位置決めされ、即ち、カメラ15の光軸6が容器軸7に対して平行に、容器軸7から僅かにずれて又は容器軸7から間隔を取って方向付けられるように、位置決めされている。

【0020】

透過光部19は、光軸6及び/又は容器軸7にほぼ直交して向けられた光路を生成し、即ち、容器12の側方に対して向けられている。透過光部19は、好適に光軸6又は容器軸7に対して平行に、カメラ15の方向に容器収容部21の上方に延在している。これにより透過光部19は、少なくとも容器12の頭部領域を確実に照射することが可能であり、寸法がより大きな容器12の場合にも確実に照射することが可能である。透過光部19と対向する側には、反射板11、好適に鏡が配置されている。反射板11は、透過光部19のそこで生じた光路が、カメラ15の対物レンズ17に向けられるように方向付けられている。好適に、反射板11は、カメラ15の光軸に対して45°傾けて配置されている。反射板11は、容器12の方向に光軸6に至るまで延在している。反射板11の他方の側は、容器12の先端がカメラ15の検知領域内に信頼性高く存在し、場合によってはより大きな容器12の先端もカメラ15の検知領域内に信頼性高く存在するように、寸法が定められている。

【0021】

落射光部18は、好適に側方又は上方から容器12又は容器12の頭部に向けられた光路を生成する。本実施例では、落射光部18は、その光路が(或る程度の変動幅の範囲内で)ほぼ45°の角度で光軸6又は容器軸7にぶつかるように、方向付けられている。落射光部18の光路は、反射板11の表面に対して平行に通っている。その際に、落射光部18は、反射板11の近傍に存在する光路の最も外側の境界が光軸6を超えて容器12に当たるように、寸法が定められ及び位置決めされている。これにより、カメラ15は、画像の第1の部分画像を撮像することが可能であり、この第1の部分画像は、本実施例では光軸6から右側の半分の画像であり、容器23の所謂トップビューに相当する。光軸6に対して左側の部分は、検査に応じて落射光部18又は透過光部19を用いて透視された容器12の画像の他方の部分画像であって、反射板11を介してカメラ15へと転送される

10

20

30

40

50

上記他方の部分画像のために確保されている。その際に落射光部 18 は、落射光部 18 の光路の他方の側が容器 12 の先端部を確実に照明するように、寸法が定められ及び位置決めされている。落射光部 18 及び / 又は透過光部 19 では、適切な光学フィルタ 8、例えば偏光フィルタを前段に設けることが可能である。

【0022】

検査のための上記装置 10 は、様々な種類の容器で、例えばアンブル及びバイタルで様々な検査を行うことが可能である。検査は、例えば、可能な容器収容部 21 としての搬入スターホイールで行われる。複数の容器 12 が、供給部 14、例えばベルトコンベヤを介して容器収容部 12 に供給される。容器 12 は、搬送時には（搬送方向は図では像平面に通っている）、ベルト伝動部によって同時に、自身の軸を少なくとも 360° 回転させられる。回転中には、好適に、カメラ 15 として利用されるエリアセンサカメラ又はカラーカメラによって X 個の画像が撮像され、これにより、あらゆる面からの容器 12 の検査が可能となる。装置 10 は、上述のように、2 つの異なる種類の照明を含み、即ち、透過光部 19 としての照明と落射光部 18 としての照明とを含む。双方の照明は、位相をずらして、所謂ストロボスコープ (Stroboskop) モードで駆動される。好適に現代的なカラーカメラとして実現された、画像記録周波数が十分に高いカメラ 15 によって、モードを交互に入れ替えて 2 つの異なる種類の画像を記録することが可能となる。好適に鏡として実現された反射板 11 のお蔭で、容器 12 のサイドビューを撮像することが可能である。同時に、容器 12 の上方に位置決めされたカメラ 15 は、容器 12 のトップビュー（上方からの眺め）を撮像することが可能である。先に記載したように、カメラ 15 の光軸 6 は、1 のハーフ画像での容器 12 のトップビューと、他のハーフ画像での容器 12 の他の眺め、即ち例えばサイドビューと、が同時に統合されるように位置決めされている。これにより、様々な破損タイプの並行検査が可能となる。撮像が、照明部のアクション、即ち透視光部 19 又は落射光部 18 のアクションと結び付けられうる。

【0023】

光学素子全体（カメラ 15、照明部 18、19、反射板 11）は、1 つのハウジング内に固定的に据えつけられている。フォーマット又は容器を変更する際には、ユニット全体の高さのみ変更すればよい。これにより、容器変更又はフォーマット変更の際の複雑な段取り替えが無くなる。

【0024】

図 2 には、アンブルとして実現された容器 12 の第 1 の検査が示されている。この検査は、透視光部 19 で行われる。透視光部 18 が作動されて、落射光部 18 が停止される。反射板 11 が、容器 12 を透過した透視光 19 の光路を、カメラ 15 の左ハーフ画像へと向ける。この画像は、容器 12 の先端部の高さ、容器 12 の先端部の形状、及び、所謂不正 (Schwarzbrunner Pruefung)（具体的なアンブルの密閉）に関して評価されうる。この評価では、アンブル先端部の内部領域に存在する製造残留物であって、アンブルの密閉時に酸化した、炭素を含有する上記製造残留物が関わっている。

【0025】

容器 12 は、図 3 に示すような別の検査のためにカメラ 15 の検知領域に留まっている。この検査は落射光部 18 で行われる。透視光部 19 が停止されて、落射光部 18 が作動される。落射光部 18 は、容器 12 の先端部と容器 12 の首部との双方に光が当たるように位置決めされている。カメラ 15 が、対応する画像を、光軸 6 から左側の左ハーフ画像で撮像する。落射光部 18 では、容器 12 の色の特徴、この場合はアンブルの色の特徴を検査することが可能である。落射光部 18 から出た光は、容器 12 の色特徴部で反射されて、反射板 11 を介してカメラ 14 の左ハーフ画像で結像する。アンブルの色の特徴として、例えば、カラーリング（カラーコードを用いた製品のラベル付、リングを 3 つまで利用することが可能）が挙げられる。アンブルの別の色の特徴として、所謂 OPC (One Point Cut) マークが機能する（アンブルは、首部領域に小さな刻み目を有する。刻み目の位置が、当該刻み目の上方の OPC ポイントによりマーク付けされている。対応する箇所に圧力を加えると、アンブルの先端を折り取ることが可能であり、これによ

10

20

30

40

50

りアンプルを開けることが出来る)。更なる別の色の特徴として、所謂カッターリング(Cut Ring)が利用されうる(アンプルの首部領域には、小さな刻み目の代わりに、首部をぐるりと周回する一貫した刻み目がある。アンプルを開けるために、どの箇所でも圧力を加えることが可能である。長手方向の刻み目の位置がリングでマーク付けされている)。

【0026】

検査のための同じ装置10が、他の種類の容器のためにも利用されうる。図4及び図5の実施例によれば、容器12として所謂バイタルが検査される。この容器12は、容器の蓋又は栓で密閉される。図4には、バイタルとして実現された容器12の第1の検査が示されている。この検査は、透過光部19で行われる。透過光部19が作動されて、落射光部18が停止される。反射板11が、透過光19が透過した容器12の光路を、カメラ15の左ハーフ画像部へと向ける。この画像では、例えば、密閉部の存在、密閉部の高さ、及び/又は、容器軸7に対する密閉部の傾きが評価されうる。

10

【0027】

容器12は、図5に示すような更なる別の検査のためにカメラ15の検知領域に留まっている。この検査は、落射光部18で行われる。透視光部19が停止されて、落射光部18が作動される。落射光部18は、容器12の先端と容器12の首部との双方に光が当たるように位置決めされている。容器12のトップビューの対応する画像は、カメラ15によって、光軸6から右側の右ハーフ画像で撮像される。反射板11を介して方向が変えられた容器12のサイドビューは、カメラ15によって、光軸から左側の左ハーフ画像で撮像される。落射光部18では、例えば密閉部が上方から撮像される。このようにして、例えば、色、印刷されたテキスト、かき傷(反射板11無しでの直接的な結像)、及び/又は、フランジ(フランジ成形により密閉された容器の場合)、印刷されたテキスト、又はマトリクスコード(Matrix code)が検査されうる。後者の場合、画像は、光軸6に対して左側のハーフ画像を介しても評価のために援用されうるであろう。

20

【0028】

上記の評価は、利用される容器12及び/又は密閉部に応じて変更が可能な想定されうる検査の例に過ぎない。

【0029】

本質的なことは、1つの同一のカメラ15で様々な画像を、好適に一方では落射光で撮像し他方では透過光で撮像するという可能性である。その際に、カメラ15の制御又はカメラ15による撮像は、透過光部19及び落射光部18の制御に従って行われる。さらに、一連の画像が、容器12の回転に依存して又は容器12が回転する間に撮像される。

30

【0030】

容器12を検査するための装置及び方法は、特に薬品業界において、容器12に充填された液体又は固体の薬剤を検査するために適している。しかしながら、適用はこれに限定されない。包装袋、チューブ状の袋、厚紙等の容器12で包装された他の製品、例えば食品等も、上記の装置10で、上記の方法によって検査することが可能であろう。

【 図 1 】

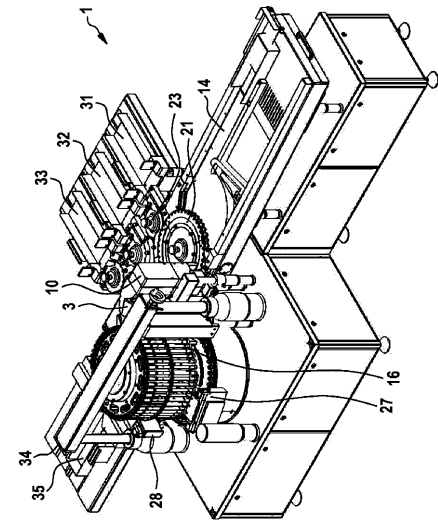
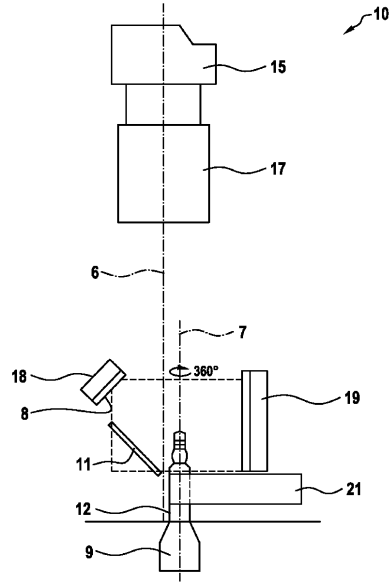


Fig. 1

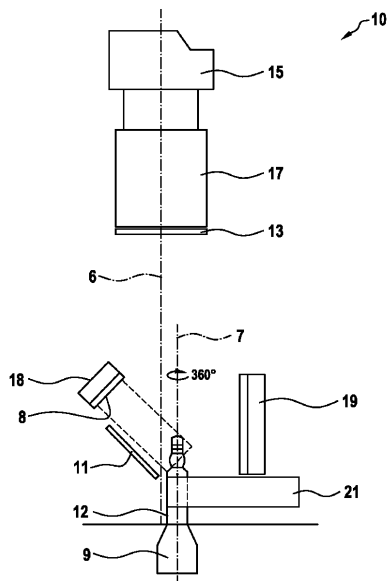
【 図 2 】

Fig. 2



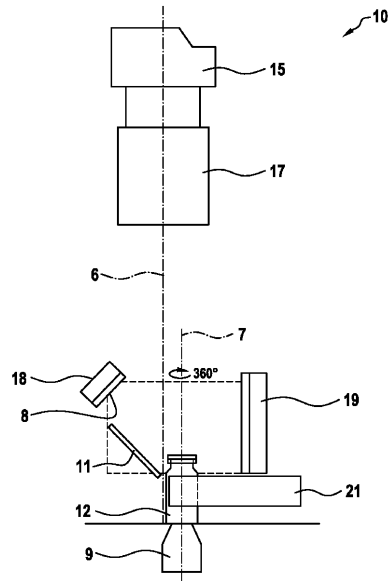
【 図 3 】

Fig. 3



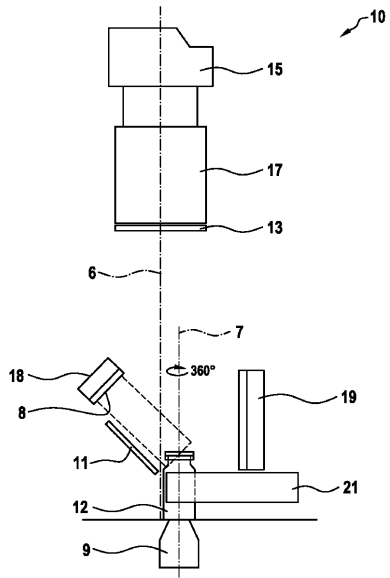
【 図 4 】

Fig. 4



【 図 5 】

Fig. 5



フロントページの続き

(74)代理人 100147991

弁理士 鳥居 健一

(72)発明者 ズヴァーゴルスカヤ、オリガ

ドイツ連邦共和国 70190 シュトゥットガルト ラントハウスシュトラッセ 46

(72)発明者 ニールセン、ヘンリク ムラー

デンマーク王国 4700 ネストヴェズ トーヴェ デイトレフセン ヴァイ 27

審査官 村田 顕一郎

- (56)参考文献 特開平01-143947(JP,A)
特開2004-012219(JP,A)
特開2003-107010(JP,A)
特開2000-241363(JP,A)
特開平07-092109(JP,A)
特開2011-089978(JP,A)
特表2009-538420(JP,A)
特開2005-134358(JP,A)
特開平05-060538(JP,A)
米国特許出願公開第2009/0002694(US,A1)
特開昭58-033108(JP,A)
特開昭58-019543(JP,A)
特開昭61-207952(JP,A)
特開平02-103453(JP,A)
特開昭52-143091(JP,A)
特開昭53-040584(JP,A)
実開平01-135352(JP,U)
実開昭57-035645(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G01N 21/84 - 21/958